

文教委員会行政視察概要

1 視察月日 令和2年1月23日（木）～1月24日（金）

2 視察先及び視察事項

・神戸市

日時 1月23日（木）

視察事項 （1）子どもの居場所づくり補助金について

・京都市

日時 1月24日（金）

（2）京都まなびの街生き方探究館について

（3）学校・幼稚園における働き方改革推進宣言について

3 視察委員

（委員長）河野ゆかり（副委員長）本間賢次郎（委員）浅野文直、青木功雄、山田瑛理、勝又光江、片柳進、沼沢和明、岩隈千尋、木庭理香子、田村京三、吉沢章子

4 視察概要

（1）子どもの居場所づくり補助金について

説明者：神戸市こども家庭局 こども青少年課 課長



ア 事業実施に至った背景

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成27年度におけるひとり親家庭における貧困率は50.8%、子どもの貧困率は13.9%であり、およそ7人に1人が貧困と言われている。神戸市においてもひとり親家庭世帯及び共働き世帯ともに増加しており、本事業の実施に至る契機となった。

	平成17年	平成22年	平成25年
総世帯数	643,351	684,183	705,459
子どものいる世帯数	216,774	207,051	197,004
子どもがいる共働き世帯	87,672	87,107	91,929
ひとり親家庭世帯数	57,276	61,390	61,800

イ 子どもの居場所づくり事業の概要

① 事業趣旨

本事業実施に至った契機はひとり親家庭及び子どもの貧困率の増加であったものの、貧困世帯等に限らず、ひとり親家庭や共働き家庭の増加により、夜遅くまでひとりで過ごすなど課題を抱えている子どもたちが多い現状から、事業の実施に際しては対象を限定せず、放課後等に食事や学習、団らん等を通して安心して過ごせる居場所づくりを進める団体を補助することによる子どもたちの居場所確保を趣旨として、平成28年度から補助金申請の受付を開始した。

② 補助対象団体、補助金交付要件及び補助内容

本事業の補助対象団体、補助金交付要件及び補助内容は次のとおりである。

(ア) 補助金対象団体（下記項目を全て満たす団体）

- ・神戸市内に主な活動拠点を有し、市が適当と認める地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等の1根に上の活動実績を有する団体。なお、当該団体が法人格を有しない場合（ふれあいのまちづくり協議会、自治会、婦人会、老人会、青少年育成協議会などの地域団体を除く）は、団体の構成員が10名以上、構成員の過半数が神戸市内在住又は在勤若しくは在学で市が適当と認める地域活動又は児童の支援に資する福祉活動等の1年以上の活動実績を有すること。
- ・子どもの居場所づくりを継続して実施するための物的・人的能力を有すること。
- ・神戸市が実施する、本補助金の交付団体を対象とした連絡会に参加すること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。
- ・宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としている団体でないこと。

(イ) 補助金対象事業（下記項目を全て満たす事業）

- ・食事を調理し、提供する事業を含む子どもの居場所づくり又は学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のために自主学習を支援する事業を含む子どもの居場所づくりであり、月2回以上、1日当たり2時間以上実施すること。
- ・前記の実施日数は、申請のあった場所で実施すること。ただし、学校の長期休業中に全日実施することを妨げない。
- ・児童おおむね10名以上の利用が見込めること。
- ・実施場所について、地域住民の理解と協力を得られること。
- ・広く居場所を必要とする児童を受け入れること。
- ・営利を目的とした事業でないこと。
- ・政治的活動又は宗教的活動でないこと。
- ・教室事業、競技目的のための事業でないこと。
- ・利用料を徴収しないこと。ただし、食事の提供等の実費については徴収することができる。
- ・国、兵庫県、神戸市、神戸市以外の外郭団体から助成等を受けていないこと。

(ウ) 補助内容

区 分	25日以上 (月2回)	50日以上 (週1回)	100日以上 (週2回)	初年度のみ
食事の調理提供	200,000 円	400,000 円	700,000 円	50,000 円
学習支援	200,000 円	400,000 円	700,000 円	(備品購入費)

ウ 事業の実施状況

① 予算額等の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
予算額等	653万7,000円 (決算額)	1,430万9,000円 (決算額)	1,800万2,000円 (決算額)	1,953万2,000円 (予算額)

② 補助対象団体数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (令和2年1月現在)
食事提供	1団体	2団体	2団体	4団体
学習支援	8団体	11団体	11団体	16団体
両方実施	7団体	13団体	14団体	18団体
合計	16団体	26団体	27団体	38団体

③ 令和元年度実施団体（38団体）の属性

	食事提供	学習支援	両方実施	合計
個人で結成した団体	0団体	5団体	5団体	10団体
社会福祉法人	0団体	3団体	6団体	9団体
NPO	2団体	2団体	4団体	8団体
地域団体	1団体	5団体	2団体	8団体
地域団体とのJV	0団体	0団体	1団体	1団体
学校法人	0団体	1団体	0団体	1団体
一般社団法人	0団体	1団体	0団体	1団体

④ 利用状況

	平成28年	平成29年	平成30年
実施団体数	16団体	26団体	27団体
総参加人数	7,423人	18,824人	25,292人
開催日数	757日	1,575日	1,917日
1日当たりの参加児童数	9.8人	11.9人	13.1人

なお、地域の福祉センター等を会場としていることが多く、全般的に鉄道沿線上のアクセスが比較的良いところが多い。

⑤ 子育てコーディネーターの活用

各区には児童館の運営等を受託している神戸市社会福祉協議会の職員である子育てコーディネーターを配置しており、各区地域状況や実情を把握しているコーディネーターにこどもの居場所づくり事業支援機能を付加することで、要支援児童と実施団体をつなぐコーディネートに加え、定期的な現地確認、団体同士の交流や情報交換を目的とした各区内の連絡会の実施、新規団体を増やすことを目的とした各種補助制度の紹介や、実際の運営とその準備にかかるアドバイス等を実施する役割を果たしている。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
市内子どもの居場所づくり実施団体数 (補助対象外団体を含む)	16	59	77	95

⑥ その他の関連した取組

(ア) 連絡会の開催（市主催）

事業運営実施におけるノウハウ等の共有及び各居場所の質向上のため、子どもの居場所づくり事業実施団体を対象に、専門講師による講演会及び意見交換会を年2回実施している。

(イ) 補助の要件緩和等

当初の要件では、地域の自主事業として実施するにはハードルが高い現状があったため、現在では次のとおり要件緩和を行ったところである。

- ・年間50日（週1回）以上としていた要件を年間25日（月2日）以上に緩和（平成29年度から）。
- ・長期休業中（夏休み期間中等）の集中実施も可とした。
- ・年に1回（4月）の募集から常時募集へと切り替えた。

エ 事業の課題及び今後の展開

① JA六甲と連携した食材提供

子どもの居場所づくり事業の食事提供運営団体においては、食材確保に係るコストが課題となっていたため、今年度から、青果等の食材が廃棄されているフードロスの現状を生じているJA兵庫六甲とのマッチングによる課題解決を図るモデル事業として、食材の無償提供を次のとおり開始した。

JA六甲と連携した食材提供	
実施概要	JA兵庫六甲「六甲のめぐみ」で前日に売れ残った食材のうち、生産者が引き取りに来なかったものを取りに来てもらう形で無償提供
実施場所	六甲のめぐみ（神戸市西区押部谷町）
実施期間	令和元年10月～令和2年3月 各月の第3・4火曜日及び第2・3水曜日（計12日）
受取時間帯	午前11時00分～12時00分
受取団体	8団体（北区、西区、須磨区） ※市補助団体のみ

なお、今後のスケジュールとして、令和2年4月から全市展開していく上での課題抽出及び対応検討を行い、6月から市内の全実施団体への対象拡大を目指している。なお、実現に当たっては、小売店との連携による食材提供拠点の増設、遠方への直接配送の仕組みづくり等についても検討していく予定である。



※主な質疑内容等

(委員) 子育てコーディネーターが要支援の子どもを行政につなげた事例の有無

(説明者) 具体的な事例は把握していないが、コーディネーターと団体とは顔が見える関係であり、団体によっては民生委員児童委員が携わって居る等、支援が必要な子どもがいた場合は区役所につなげるべきであることを知っている人は少なくない。しかしながら、団体にそこまで求めることは負担が大きいと考えており、可能な範囲で対応してもらえればと考えている。

(委員) 子育てコーディネーターによる子ども居場所づくり事業の現場確認の実施有無について

(説明者) 基本的には現場を見に行ってもらっている。多いところでは年2回、区ごとの意見交換を主眼に行っており、指導という視点ではなく、うまく事業展開できているかという視点で確認してもらっている。

(委員) 課題を抱えた家庭の子どもに対するアプローチについて

(説明者) ケースワーカーが介入してしっかりとしたパイプを繋げられているわけではないが、子育てコーディネーターは学童保育も行っている児童館を回っており、気になる子どもを事業につなげられたケースはある。なお、貧困世帯をベースとして行っている事業ではないため、貧困世帯等への対応については、福祉部門の部署事業の存在を把握した上で、適宜対応している状況である。

(委員) 4,500円の月謝を要する同時間帯の放課後児童クラブ事業とのすみ分けについて

(説明者) 子どもの居場所づくり事業の実施は多くても週2回程度であり、毎日実施している放課後児童クラブ事業、いわゆる学童保育事業とのすみ分けはできていると考えている。

(委員) 今年度1, 900万円であった事業費の来年度の予算見通しについて

(説明者) 予算未発表であるため詳細は示すことができないが、今年度よりも増額となる見込みである。

(委員) コープ等との食材提供の連携状況について

(説明者) J A兵庫六甲との連携と並行して、小売店に入っているコープやダイエーに対して、廃棄せざるを得ない食材ロスを本事業にいかすことができないか相談をしているところである。

(委員) 利用に当たっての登録制の有無及び高齢者等の利用について

(説明者) 事業によって異なるところであるが、基本的には誰でも出入り自由である。登録制を採っていないものの利用者がある程度固定されているケースもあると聞いている。また、事業によっては、障害者等の利用も見られると聞いている。

(委員) 週4～5回と多く学習支援を実施している団体の特徴について

(説明者) もともと学習塾をしていた団体とのことであり、もともと展開していた自習室の提供等と併せて、本事業を活用した学習支援を実施していると聞いている。

(委員) 利用に当たっての登録制の有無及び高齢者等の利用について

(説明者) 事業によって異なるところであるが、基本的には誰でも出入り自由である。登録制を採っていないものの利用者がある程度固定されているケースもあると聞いている。また、事業によっては、障害者等の利用も見られると聞いている。

(委員) 事業周知に係る教育委員会の協力体制について

(説明者) 以前は教育委員会を含む市全体における子ども向けイベントにおいて周知パンフレット等を配布していたが、現在は働き方改革の一環で配布を行わない方向性となっている。児童館においては地域の学校と連携し、現在も配付を行っていることに加え、学校との関係性が深い団体は学校で周知パンフレットを配布してもらっているケースがある。

(委員) 38の補助対象団体を含む95の子どもの居場所づくり実施団体の実施する事業の見学可否について

(説明者) 一部要配慮を要する団体の事業を除き、基本的にどの事業についても見学は可能である。

(2) 京都まなびの街生き方探究館について

説明者：京都市教育委員会 京都まなびの街生き方探究館 企画推進室 室長



ア 事業導入までの経過

京都市では、「学校と実社会」、「学齢期の学びと社会に出てから生きていく力」の乖離が最大の教育的課題となっており、社会全体の構造的な課題である若者の社会的・職業的自立と併せて、課題への対応が求められていた。

平成14年12月、産学公連携の下、企業家精神の育成や最新の教材開発等を総合的・体系的に推進するため、後の初代館長となる京都の代表する経済人・堀場氏を委員長とした「21世紀型教育コンテンツ開発委員会」が発足し、同委員会から京都市に事業の提案がなされたことを契機に検討が進められ、平成19年1月、生き方探究教育の推進を目的として京都まなびの街生き方探究館が開設された。

なお、「生き方探究教育（京都市版「キャリア教育」）」の定義は、「1人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことができるようにする教育」である。

イ 京都まなびの街生き方探究館の概要

① 事業概要

本施設は平成19年1月に産学公連携、市民・地域ぐるみの下で生き方探究教育（京都市版「キャリア教育」）を推進するために設置された体験型の学習施設であり、年間約2万6,000人の小・中学生が来館し、職業他県や生活設計体験、モノづくり体験などの生き方探究教育に必要な体験学習を授業の一環として展開している。また、併せて中学生の職場体験活動「生き方探究・チャ

レンジ体験」推進事業やモノづくり関連事業を推進しており、様々な体験学習を通じて、児童・生徒の未来を切り拓く「生きる力」の育成に一役買っている。

特色として、経済団体や報道機関、学識経験者、学校関係者、関係団体等と行政で構成する「スチューデントシティ・ファイナンスパーク運営推進委員会」及び「京都こどもモノづくり事業推進委員会」による産学公連携による事業推進が挙げられる。施設の開設に当たっては、多くの企業・団体からの寄付等を受けたほか、現在の学習運営においても、ボランティア（企業社員）の派遣や商品・教材の無償提供、出店ブースの更新など、様々な支援・協力を得られている。さらには、市民・保護者からも年間延べ6,000名を超える運営ボランティアの協力を得られており、まさに京都市総ぐるみにより事業が推進されているところである。

② 施設概要

本施設は平成14年3月末をもって生徒数の減少に伴う学校統合により閉校となった「元滋野中学校」の校舎を改修し、開設されたものである。「京都まなびの街き方探究館」の名称は市民からの募集により決定したもので、平成19年1月19日に施設3階の「スチューデントシティ」及び2階の「ファイナンスパーク」が開設、次いで、平成21年2月12日には1階及び地階の「京都モノづくりの殿堂・工房」が開設され、グランドオープンとなった。平成31年2月に10周年を迎えたところである。

ウ 各事業内容について

① 京都モノづくりの殿堂・工房学習

主な対象である小学校4年生を含め、小学校高学年を対象としたコンテンツであり、モノづくりに関連する京都の企業創業者・科学者の歩みや情熱、技術・製品等を紹介・展示する（株）島津製作所を始めとした17社・16ブースによる調べ学習（殿堂学習）を行うとともに、「モノづくり工房」でその先端技術の原理や製品の仕組みを簡単な工作・実験等で学ぶ体験学習を行っており、モノづくりへの興味・関心を喚起させるとともに、モノづくりに携わる人々の仕事に対する情熱を知ること、児童自身の将来や夢の実現を促す意欲を育成することを目的としている。

② スチューデントシティ学習

主な対象である小学校5年生を含め、小学校高学年を対象としたコンテンツであり、館内に銀行、商店、新聞社、区役所等（12ブース）からなる実際の「街」を再現し、その「街」で児童が学校での事前学習を基に1人の大人として社員・職員と消費者の両方の立場を交互に体験することで、社会の仕組みや経済の動き、働くことの意味、社会との関わり等を学ぶ内容となっている。

具体的には、各企業等ブースごとに3つのグループに分かれ、各ピリオド間

には「社内会議」や買い手・売り手双方の体験を行うことで、挨拶、時間の管理等の社会常識、会社同士や会社と個人のつながり、望ましい人間関係を構築する力等を育成することを目的としている。

③ ファイナンスパーク学習

主な対象である中学校1年生を含め、中学生を対象としたコンテンツであり、館内に不動産、衣服食品、自動車、趣味娯楽等に係る事業所（17ブース・19業種）からなる実際の「街」を再現し、その「街」において、生徒が学校での事前学習を基に、税金、保険を始め、住宅、光熱水費、食費等、生活に必要な費用の試算、商品やサービスの購入・契約等の体験を通じて、社会にあふれる情報を適切に活用する力や自らの生き方につながる生活設計能力等の育成を図る内容となっている。

生徒にはそれぞれ、「既婚／未婚」、「子どもの有無」、「年収」、「税金、各種保険料の支払額」の記載された「個人情報カード」が渡され、生徒は付与された条件を基に、収入や家計の状況に応じて購入する商品やサービスを決定し、1か月の生活設計、各ブースでの購入・決済を体験する。この体験を通じて、生徒には、あいさつや言葉遣い等の礼儀、社会にあふれる情報を活用する力、生活設計能力、保護者等への感謝の気持ち等を育ててほしいと考えている。

④ その他の関連した取組

その他、次のとおり関連した取組を行っている。

	対象学年	目的	概要
「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業	中学生 (主に2年生)	自らを見つめ、生き方について考えを深めながら、自ら学ぶ力を育む	中学生が市内各所の事業所で、自らの興味や関心に応じた職場・勤労・ボランティア体験に連続3～5日間取り組む。
「至高の動くおもちゃづくり」トイ・コンテスト グランプリ in KYOTO	小学校 3～6年生	モノづくりへの興味・関心、創造性、主体性及び社会性の向上	創意工夫を凝らして手作りしたゴム動力の車(おもちゃ)の速度や距離、動き、デザインを競う大会。
京(みやこ)少年少女モノづくり倶楽部	小・中学生 (要登録)	モノづくりに興味を持つ子どもたちへの体験活動の機会創出・提供	モノづくりに興味を持つ子どもたち(登録者)に体験活動の情報を電子メールやFAXで提供する。

エ 参加者の声

① 京都モノづくりの殿堂・工房学習

(ア) アンケートに寄せられた声

- ・暮らしを支えるいろいろな製品がたくさんの人々の努力や協力で作られていることが分かった。
- ・京都にはこんなにも世界に誇れる製品や技術があることを知って驚いた。
- ・私もみんなを笑顔にできる人になりたいと思った。

② スチューデントシティ学習

(ア) アンケートに寄せられた声

- ・働くことがどれだけ大切か分かりました。
- ・これからの学校生活であいさつ、時間を守ることを心掛けたい。
- ・家族の大変さを感じ、自分が生活しているのはそのおかげであり、感謝しようと思った。

③ ファイナンスパーク学習

(ア) アンケートに寄せられた声

- ・親が働くことは当たり前だと思っていたが、どれだけ大変か分かったため、尊敬し感謝したいと思う。
- ・先の見通しをもって考え、目標を立てることはとても大切だと感じた。

※主な質疑内容等

(委員) 施設を利用している児童生徒の属性について

(説明者) 京都市立の小中学校が主な対象である。年2回設けている体験会においては府外からの参加者も見られるが、児童名簿のやり取りや施設の来館スケジュールがほぼフル稼働であることから、基本的に市立小中学校以外の参加はない状況である。

(委員) 本施設利用に係る学年指定の有無について

(説明者) 施設として利用推奨する学年は示しているものの、何学年の児童生徒に本施設を利用した学習カリキュラムを組むかは学校側の判断であり、各校により異なる。

(委員) 本施設を立ち上げた際のイニシャルコストについて

(説明者) スチューデントシティ学習・ファイナンスパーク学習に係る施設が約4,000万円、京都モノづくりの殿堂・工房学習に係る施設が約1億8,000万円である。

(委員) 本施設に要する年間のランニングコストについて

(説明者) 人件費を含め、予算は7,000万円程度であり、そのほとんどが電気・ガス等の管理費用が占めている。内訳として比率が大きいのは参加する児童・生徒が来館に要する交通費であり、公共交通機関による来館の場

合のみならず、貸切バスのチャーター料金等を全額負担している。なお、運営は全て京都市直営である。

(委員) 2度目のスチューデントシティ学習、ファイナンスパーク学習、京都こどもモノづくりの殿堂・工房学習を行いたい旨の声の有無について

(説明者) 保護者からのアンケートではもう1度体験学習を行うべきとの声も出ているが、現状、同じ体験学習を2度以上行うことは学校のカリキュラム上、困難である。

(委員) 本施設の導入による地元企業への就職希望者の増加の有無について

(説明者) 本施設に協力してくれている多くの企業が最も関心を持っている点だと認識しており、3つの学習を全て体験した初年度世代である現大学3年生に対してアンケートを実施したが、現在のところ明確な傾向等は見られていない状況であり、今後検証していくための手法が課題であると考えている。

(委員) スチューデントシティ学習及びファイナンスパーク学習に係る協力企業の選定について

(説明者) 商工会議所を含む複数企業への依頼やスチューデントシティ・ファイナンスパーク運営推進委員会からの依頼による選定のほか、最も多いのは公益社団法人ジュニア・アチーブメントの参画団体を紹介してもらうケースであり、全国規模の企業については、おおむね同法人からの紹介である。

(3) 学校・幼稚園における働き方改革推進宣言について

説明者：京都市教育委員会事務局 総務部教職員人事課 担当課長



ア 事業実施に至った背景

文部科学省が平成28年度に実施した教員勤務実態調査結果では、小学校教員の33%、中学校教員の57%がいわゆる「過労死ライン」である月80時間以上の時間外勤務をしている実態が明らかになる等、全国的に教職員の長時間勤務が大きな問題となっている中、京都市の学校・幼稚園においても所定の勤務時間を大きく超える時間外勤務や部活動・行事等による土日・休日出勤等、国の調査とほぼ同様の多忙な実態があり、教職員の長時間勤務の解消は喫緊の課題となっている。

そのような背景から、京都市教育委員会・市立学校各校園長会・京都市PTA連絡協議会では、「学校・幼稚園の教育活動の一層の充実のため、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、いきいきとやりがいを持って働くことのできる環境をつくっていくことが必要である」との思いを共有し、平成30年3月に「学校・幼稚園の働き方改革推進宣言」を策定し、平成30年度を「働き方改革元年」と位置付け、保護者や地域の理解・協力の下、より一層の働き方改革を推進することとなった。

イ 事業の内容

① 人的支援

(ア) 校務支援員の配置拡大（平成30年度新規、令和元年度充実）

平成30年度、36校園に49名の人員配置を実施し、令和元年度には実績を基に75校園に98名の人員配置と配置拡大を行った。

(イ) 部活動指導員の配置拡大（平成29年度試行、平成30年度本格実施、令和元年度充実）

平成30年度の部活動指導員配置校（中学校44校45名、高等学校6校6名、計50校に51名配置）の実績を踏まえ、令和元年度には100名の予算を確保、配置を拡大し、より一層の負担軽減を進めている。

(ウ) 専門スタッフの配置継続

- ・教務主任補佐（非常勤講師）の配置（平成29年度試行、平成30年度本格実施）

教頭や教務主任へのアドバイス、児童生徒への指導補助、来客・電話対応を行う非常勤講師を配置（小学校8校に8人配置）

- ・専科教員（スクールサポーター）の配置（平成11年度開始、平成30年度充実）

音楽、図工、体育、家庭、算数、市歌、英語の専科指導を行う非常勤講師を小学校6年生に配置。平成30年度には小学校5年生にも配置拡大（令和元年度：小学校153校に83名を配置）。

② 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

(ア) 勤務時間管理の徹底

- ・平成23年12月から表計算ソフトを活用した自己申告方式の時間外勤務チェックシートを全校に導入し、時間外勤務がひと月当たり80時間を超える教職員について必要な対策や指導を実施していたが、令和元年度からはバーコード方式による勤務時間管理（出退勤管理システム）を本格実施し、より客観的な実態把握を実施している。

(イ) 電話対応終了時刻・閉校時刻の設定

- ・令和元年度から、全ての校種において電話対応終了時刻と閉校時刻の設定を実施しており、多くの学校では、「遅い時間帯の保護者からの電話が大きく減り、電話の対応を気にせずに業務に集中できる環境が整えられた」といった声が聞かれている。

電話対応終了時刻・閉校時刻	
小学校	電話対応終了時刻：原則19時 閉校時刻：原則19時30分
中学校	電話対応終了時刻：原則19時30分 閉校時刻：原則20時

(ウ) 学校閉鎖日の拡大

- ・平成14年度の完全学校週5日制導入に伴い、全国に先駆けて夏季休業期間中に学校閉鎖日を導入していたが、平成30年度には冬季休業期間中にも学校閉鎖日（年次休暇取得促進日）を新たに設けるとともに、12月27日及び28日について、全校園で統一した。さらに、従来からの夏季休業期間中の学校閉鎖日に連続して2日間の学校閉鎖日を設定した。

(エ) 部活動ガイドラインの策定による指導の在り方の見直し（平成29年4月から）

- ・小（平成28年度から）・中（平成29年度から、同30年度改定）・高（平成30年度から）各校での運動部活動ガイドラインに基づく取組を進めるとともに、平成31年度は中学校において、現在の「中学校運動部活動ガイドライン」に文化部活動に関する記載を加え、「中学部活動ガイドライン」として改定し、取組を推進している。

運動部活動ガイドラインの基準

小学校	活動は週3日以内、1日1時間半程度
中学校	週2日以上 of 休養日の設定(土日いずれかを含む)、 平日2時間、休日3時間
高等学校	週1日以上 of 休養日の設定(月当たり2回程度、土日に休養日 を設定することが望ましい)、長くとも平日3時間、休日4時間

(オ) 教職員の心身の健康へのケア

- ・年3回「教職員の心身の健康の保持・増進について」通知文を全校・園に通知。
- ・時間外勤務が80時間を超える教職員に対する健康管理医による面接指導の実施を強く推奨。
- ・臨床心理士による「メンタルリフレッシュ相談」の実施及び「ストレスチェック」の全校・園実施のメンタルヘルス対策を徹底。

③ ICT活用による業務の効率化の推進

(ア) 校務支援システム(平成25年度から施行実施、平成26年度から本格実施)

平成30年度、自宅の個人パソコンから利用できる機能を運用開始した。

(イ) 掲示板システム(平成19年度から)、eアンサーシステム(平成22年度から)

通知・照会文書の電子掲示板やeアンサーシステムへの移行により、情報伝達を効率化し、文書收受業務の負担を軽減した。

(ウ) 学校・園ホームページ作成支援システム(CMS)(平成20年度から)

令和元年度には、学校ホームページ作成支援システムに教員が自宅や出先から個人のパソコン、スマートフォン等を用いてホームページ更新を行うことができる機能を新たに追加した。

(エ) 教職員庶務事務システム(平成29年度から本格稼働)

教職員のサービスや出張旅費申請、人事給与関連届出や人事情報登録を行うための情報処理システムを導入し、事務の効率化とペーパーレス化を実施。

そのほかにも各システムの導入によって学校財務事務を標準化・効率化し、事務処理の省力化、意思決定の迅速化、現金保有負担削減及び保護者からの未徴収対応事務を削減させた。

(オ) 総合教材ポータルサイト(平成26年度から本格運用)

イントラネット上に授業づくりや校内研修・自己研さんに資するコンテンツを一元集約した総合教材ポータルサイトを開設。自宅のパソコンやスマー

トフォン等からアクセスできる「おうちポータル」も開設し、育児休業中の者も利用可とした。

(カ) 指導者用デジタル教科書の活用（令和元年度から）

高等学校において、教科書の内容に応じた写真や映像等の資料が豊富に収録されている指導者用デジタル教科書の導入を進め、授業改善を推進するとともに、教員の授業準備に係る時間の削減を図った。

⑦ 中学校給食予約管理システムの開発及び運営（令和元年度から）

現在、各校において教員が手作業で集約している中学校給食の予約管理について、保護者が直接スマートフォンやパソコンから申し込み、口座振替やカード決済ができるシステムを開発し、学校における受付業務の省力化による教員の負担軽減を図っている。

※主な質疑内容等

(委員) 学校閉鎖日の設定に対する現場の声について

(説明者) 15年前の導入当初は「強制的に有給休暇を取らされていると感じる」といった類の意見もあったが、現在では、「年休取得が取りやすくなっている」との声が寄せられている。

(委員) 各国語通訳等ボランティアの配置の状況について

(説明者) 京都市においても外国につながる児童・生徒への対応が課題となっており、来訪された方の言語力に応じた適切な支援を行っており、切れ目のない支援を心掛けている。なお、ボランティアには元教員や一般市民の方も含まれている。

(委員) 教務主任補佐に採用されている人材について

(説明者) 一定のスキル等が求められる役割であり、元教頭や元校長が主に就いており、まだ働ける退職者の就労ニーズにも一役買っている側面もあると認識している。

(委員) ICT活用に伴う仕事の持ち帰り残業増加の懸念への対策について

(説明者) 各システムの導入に当たってはそのような指摘があったが、育児・介護で時間が必要な職員が少なからずいるなど、職員のニーズに応えるために導入したものであり、さまざまな働き方を提示することが効果的であると考えている。

(委員) パワハラに関する職員のアンケート調査等の取組の有無について

(説明者) アンケート調査は実施していないが、パワハラ等のハラスメントに対する相談窓口を設けているほか、全ての教員にストレスチェックを受けさせる等により対策を講じている。

(委員) 80時間以上の時間外勤務を行っている教員の割合について

(説明者) 国による平成28年度の調査結果で示された小学校で約30%、中学校約

60%という数字が京都市の平成29年度の調査結果とほぼ同数であるが、直近の調査では、比較的残業の少ない期間が対象ではあるものの、小学校は10%前後、中学校では50%前後の数字となっており、80時間以上の時間外勤務を行っている教員の割合は減少傾向にあると認識している。

(委員) 校務支援員によるテストの採点業務に対する支援の有無について

(説明者) 教員からの希望があれば支援を実施しており、可能な限り教員の負担が軽減されるよう対応してもらっている。

(委員) 中学校及び高校における部活動ガイドラインにおける土日の活動制限による対外試合等への影響について

(説明者) 課題であると認識しているところであり、現状、大会の前は必要に応じ、特例で土日とも部活動を行う取り扱いも行っているが、あくまで特例の取り扱いであり、常態化することのないよう注意して対応している。